北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北九州市内における産業廃棄物の適正処理に加え、脱炭素型資源循環及びサステナビリティ向上に積極的に取り組む事業者を北九州市長（以下「市長」という。）が評価・認定する制度の基本事項を定める事によって、脱炭素社会や循環経済への移行の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号、以下「令」という。）第２条及び第２条の４に規定する産業廃棄物をいう。

（２）排出事業者

その事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業者をいう。

（３）産業廃棄物処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号、以下「法」という。）第１４条第１項若しくは第６項、第１４条の２第１項、第１４条の４第１項若しくは第６項、第１４条の５第１項の規定により福岡県知事（以下「知事」という。）又は市長から許可を受けて産業廃棄物の処理を業とする者（以下「処理業者」という。）をいう。

（４）産業廃棄物処分業者

法第１４条第６項、第１４条の４第６項の許可を受け、産業廃棄物の処分を業として行う者（以下「処分業者」という。）をいう。

（５）産業廃棄物収集運搬業者

法第１４条第１項、第１４条の４第１項の許可を受け、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（以下「収集運搬業者」という。）をいう。

（６）国の優良認定を受けた産業廃棄物処理業者

令第６条の９第２号、第６条の１１第２号、第６条の１３第２号、第６条の１４第２号に掲げる者をいう。

（７）脱炭素型資源循環

廃棄物等の発生抑制、減量化、再利用、再生利用、熱回収等を通じた循環的な利用により、温室効果ガスの排出量削減に貢献する取組をいう。こ

れには、以下の活動を含むものとする。

ア　自社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の測定・算定

イ　自らの事業活動における廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進による温室効果ガス排出量の削減

ウ　他者から排出される廃棄物等を再生利用することで、当該他者又は再生材を利用する事業者における温室効果ガス排出量の削減に寄与する活動

エ　再生材や資源化物の供給を通じた、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献する活動

オ　廃棄物処理工程における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガス排出量の削減

（８）サステナビリティ向上

事業活動を通じて、脱炭素型資源循環の活動のほか、環境負荷の低減、地域社会への貢献、公正な労働環境の確保、多様な人材の活用、健全な企業統治の推進等、環境・社会・経済の各側面における持続可能な発展に貢献する取り組みをいう。

２　前項に定めるもののほか、この要綱における用語は、法の例による。

（認定）

第３条　市長は、産業廃棄物の適正処理に加え、脱炭素型資源循環及びサステナビリティ向上に取り組む事業者について、別表１に定める評価項目に基づき審査し、認定を行う。

２　前項の審査においては、事業者の区分（排出事業者、処分業者、収集運搬業者）に応じ、別表１に定める評価項目を「評価基準分類①（産業廃棄物の適正処理）」、「評価基準分類②（自社の脱炭素化に向けた取組）」、「評価基準分類③（産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組）」、「評価基準分類④（サステナビリティ向上への総合的な取組）」に区分し、適合状況と項目ごとに付与された点数の合計を算定する。ただし、第２条第１項第６号に定める国の優良認定を受けた産業廃棄物処理業者については、「評価基準分類①（産業廃棄物の適正処理）」のすべての評価項目に適合しているものとみなす。

３　市長は、前項の審査結果を別表２に定めるグレード認定基準に照らし、適合するグレード（サーキュラーキーパー、グリーンサーキュラーチャレンジャー、グリーンサーキュラーナビゲーター、グリーンサーキュラーフロンティア）のいずれかに認定するものとする。

４　市長は、第１項の認定を行うに当たっては、あらかじめ有識者の意見を聴くものとする。

（認定の申請）

第４条　第３条第１項の認定を受けようとする者は、排出事業者にあっては申請書（様式第１号）により、処分業者にあっては申請書（様式第２号）、収集運搬業者にあっては申請書（様式第３号）により市長に申請しなければならない。

（認定の対象）

第５条　第３条第１項の認定対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）排出事業者にあっては、市内に事業所を有する者

（２）処理業者にあっては、次のいずれも満たす者

ア　知事又は市長が許可した産業廃棄物処理業者であって、かつ、市内に事業所を有する者

イ　産業廃棄物処理業又は特別産業廃棄物処理業の許可を取得してから３年以上経過している者

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は認定を受けることができない。

（１）法第１４条第５項第２号イからへまでの各規定に該当する者

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であり、又は民事及び刑事事件等これらに類する事件に関わり、社会通念上不適当と認められる者

（認定の有効期間）

第６条　第３条第１項の認定の有効期間は、認定の日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日までとする。

２　第３条第１項の規定による認定は、前項の期間ごとにその更新をしなければ、その有効期間の経過によって効力を失う。

３　前項の更新を受けようとする者は、第４条の規定に準じ、第３条第１項及び別表１、別表２に定める認定基準に基づき、改めて審査を受けるものとする。

４　第１項の規定による認定期間中であっても、上位グレードの認定を受けようとする場合は申請を妨げない。上位グレードの認定を受けた場合、新たな認定における有効期間はその認定の日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、認定グレードに変更がなければ、有効期間の変更は生じないものとする。

（認定証の交付等）
第７条　市長は、第３条第１項の認定を行った場合、認定証を交付するものとする。
２　市長は、市のホームページや市が主催するイベント等を積極的に活用して認定事業者の名称、取組内容その他必要な事項を周知公表し、取組の推奨を図るものとする。
（名称使用）
第８条　第３条第１項の規定による認定を受けた事業者に限り、北九州市脱炭素型資源循環認定事業者の名称を使用することができる。
２　前項に掲げるもののほか、何人たりとも北九州市脱炭素型資源循環認定事業者又はこれに類する紛らわしい名称を使用してはならない。
（認定ロゴマークの使用）
第９条　認定事業者は、グレードごとに認定されたことを示すロゴマークを使用することができる。
２　認定事業者以外の者は、認定ロゴマーク又はこれに類する紛らわしいロゴマークを使用してはならない。
（認定の取消し）
第１０条　市長は、事業者が認定基準に適合しなくなったとき、法をはじめとする環境保全法令の規定に違反したとき、労働安全衛生法の規定に違反し、罰金の刑に処せられたとき、その他認定事業者としてふさわしくないと認められる場合には、認定を取り消すものとする。
２　市長は、事業者が暴力団、暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であり、又は民事及び刑事事件等これらに類する事件に関わり、社会通念上不適当と認められる場合は、認定を取り消すものとする。
３　前２項に基づき認定を取り消された事業者は、速やかに認定証を市長に返納し、認定ロゴマークの使用を中止しなければならない。
（報告）
第１１条　認定事業者（別表２に定めるグレードのうち、グリーンサーキュラーフロンティア（★★★★）に限る）は、前年度（前年４月１日から当年３月３１日）の脱炭素型資源循環に関する取組状況について、当年４月１日から６月３０日までに実績報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、市長はこの要綱の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定を受けようとする事業者に対して、報告を求めることができる。
３　市長は提出された報告書に基づき、本市の脱炭素型資源循環の進捗状況を

分析し、施策に反映させるものとする。

付則

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度実施要綱（平成２６年１０月１日施行）は、廃止する。

3　この要綱の施行の際、現に廃止前の北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度実施要綱に基づき認定を受けた認定事業者については、その有効期間中は、本要綱第３条第３項の別表２に定めるサーキュラーキーパー認定事業者とみなすものの、上位グレードの認定を希望する場合は、本要綱第４条に基づき改めて申請を行うものとする。

付則

（施行期日）

1　この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

【排出事業者】

評価基準分類①：産業廃棄物の適正処理

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　遵法性（法令順守と健全な事業運営）	すべてのグレードで必須項目	－
イ　電子マニフェストの使用		
ウ　財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益）		
エ　事業場内の清掃実施、清潔の維持		
オ　労働安全衛生への配慮		
カ　事業の透明性（情報公開）		
キ　産業廃棄物のリサイクル率の把握		

評価基準分類②：自社の脱炭素化に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　自社の温室効果ガス排出量（資源循環分野を含む）を把握している（※）	選択項目（※）はグレードにより必須項目	各１点
イ　自社の温室効果ガス排出削減（資源循環分野を含む）に向けた目標を掲げ、削減の実績がある（※）		
ウ　事業場内に省エネ設備（高効率ボイラー、LED、高効率空調等）を導入している（既存設備の更新も含む）		
エ　脱炭素電力（太陽光、風力、水力、地熱等）への切り替えを行っている		
オ　事業場内に太陽光発電設備を導入している		
カ　温室効果ガスの排出量削減に配慮した車両を導入している		
ク　燃料のカーボンニュートラル化（合成メタン、バイオメタン、水素等）に向けた情報収集等の取組を行っている		
ケ　北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けている	加点項目	２点
コ　SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向けを含む）を取得している		３点

評価基準分類③：産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　産業廃棄物の脱炭素型資源循環の取組が優れており、その取組の効果が実績として認められる（※）	選択項目 （※）はグレードにより必須項目	各１点
イ　国や市の認定を受けた産業廃棄物処理業者へ廃棄物・資源化物の処理委託等を行っている		
エ　再生材利用や生産に向けて技術開発や実証事業、試作品製作等に取組んでいる		
カ　定期的に産業廃棄物の適正処理、脱炭素等に係るセミナー等に参加し、情報収集に取組んでいる		
キ　福岡県産業資源循環協会に加入している		
ク　自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をホームページ等でＰＲしている		
ケ　自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をイベント等でＰＲしている		
コ　自社の技術により、廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換を実現している		
サ　自らが排出した廃棄物から製造された再生材を、原料として循環利用する等、脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組を実施している。（※）		

評価基準分類④：サステナビリティ向上への総合的な取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けている	選択項目	各１点
イ　法定以外で定期的に事業場周辺における環境調査の実施等により環境保全に取組んでいる		
ウ　環境カウンセラー、公害防止管理者等の専門知識を有する従業員を雇用している		
エ　環境保全に関する地域貢献活動を実施している		

オ　北九州ネイチャーポジティブネットワークに参画している		
カ　自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進により、多様な人材の確保、活用に取組んでいる		
キ　北九州 SDGs 登録制度の登録事業者である	加点項目	２点
ク　北九州市サステナブル経営認証制度の認証を取得している		３点

【処分業者】

評価基準分類①：産業廃棄物の適正処理

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　遵法性（法令順守と健全な事業運営）	すべてのグレードで必須項目	－
イ　電子マニフェストの使用		
ウ　財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益）		
エ　事業場内の清掃実施、清潔の維持		
オ　労働安全衛生への配慮		
カ　事業の透明性（情報公開）		
キ　産業廃棄物のリサイクル率の把握		

評価基準分類②：自社の脱炭素化に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　自社の温室効果ガス排出量（資源循環分野を含む）を把握している（※）	選択項目（※）はグレードにより必須項目	各１点
イ　自社の温室効果ガス排出削減（資源循環分野を含む）に向けた目標を掲げ、削減の実績がある（※）		
ウ　事業場内に省エネ設備（高効率ボイラー、LED、高効率空調等）を導入している（既存設備の更新も含む）		
エ　脱炭素電力（太陽光、風力、水力、地熱等）への切り替えを行っている		
オ　事業場内に太陽光発電設備を導入している		
カ　温室効果ガスの排出量削減に配慮した車両を導入している		

ク　燃料のカーボンニュートラル化（合成メタン、バイオメタン、水素等）に向けた情報収集等の取組を行っている		
ケ　北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けている	加点項目	２点
コ　SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向けを含む）を取得している		３点

評価基準分類③：産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　産業廃棄物の脱炭素型資源循環の取組が優れており、その取組の効果が実績として認められる（※）	選択項目 （※）はグレードにより必須項目	各１点
ウ　排出事業者と産業廃棄物の減量化・資源化に向けた協議等、コミュニケーションを行っている		
エ　再生材利用や生産に向けて技術開発や実証事業、試作品製作等に取組んでいる		
オ　廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへ転換促進するための技術開発・設備導入を計画している		
カ　定期的に産業廃棄物の適正処理、脱炭素等に係るセミナー等に参加し、情報収集に取組んでいる		
キ　福岡県産業資源循環協会に加入している		
ク　自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をホームページ等でＰＲしている		
ケ　自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をイベント等でＰＲしている		
コ　自社の技術により、廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換を実現している		
シ　再生材を原料として製造事業者に供給し、循環利用する等、脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組を実施している（※）		

評価基準分類④：サステナビリティ向上への総合的な取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けている	選択項目	各１点
イ　法定以外で定期的に事業場周辺における環境調査の実施等により環境保全に取組んでいる		
ウ　環境カウンセラー、公害防止管理者等の専門知識を有する従業員を雇用している		
エ　環境保全に関する地域貢献活動を実施している		
オ　北九州ネイチャーポジティブネットワークに参画している		
カ　自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進により、多様な人材の確保、活用に取組んでいる		
キ　北九州 SDGs 登録制度の登録事業者である	加点項目	２点
ク　北九州市サステナブル経営認証制度の認証を取得している		３点

【収集運搬業者】

評価基準分類①：産業廃棄物の適正処理

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　遵法性（法令順守と健全な事業運営）	すべてのグレードで必須項目	－
イ　電子マニフェストの使用		
ウ　財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益）		
エ　事業場内の清掃実施、清潔の維持		
オ　労働安全衛生への配慮		
カ　事業の透明性（情報公開）		

評価基準分類②：自社の脱炭素化に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　自社の温室効果ガス排出量（資源循環分野を含む）を把握している（※）		
イ　自社の温室効果ガス排出削減（資源循環分野を含む）に向けた目標を掲げ、削減の実績がある（※）		

ウ　事業場内に省エネ設備（高効率ボイラー、LED、高効率空調等）を導入している（既存設備の更新も含む）	選択項目 （※）はグレードにより必須項目	各１点
エ　脱炭素電力（太陽光、風力、水力、地熱等）への切り替えを行っている		
オ　事業場内に太陽光発電設備を導入している		
カ　温室効果ガスの排出量削減に配慮した車両を導入している		
キ　廃棄物等の輸送時に運搬車両の運用や運搬ルートを効率化すること等により温室効果ガス排出量削減を推進している		
ク　燃料のカーボンニュートラル化（合成メタン、バイオメタン、水素等）に向けた情報収集等の取組を行っている		
ケ　北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けている	加点項目	２点
コ　SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向けを含む）を取得している		３点

評価基準分類：③　産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
カ　定期的に産業廃棄物の適正処理、脱炭素等に係るセミナー等に参加し、情報収集に取組んでいる	選択項目	各１点
キ　福岡県産業資源循環協会に加入している		
ク　自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をホームページ等でＰＲしている		
ケ　自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をイベント等でＰＲしている		

評価基準分類④：サステナビリティ向上への総合的な取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア　ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けている		
イ　法定以外で定期的に事業場周辺における環境調査の実施等により環境保全に取組んでいる		

ウ　環境カウンセラー、公害防止管理者等の専門知識を有する従業員を雇用している	選択項目	各１点
エ　環境保全に関する地域貢献活動を実施している		
オ　北九州ネイチャーポジティブネットワークに参画している		
カ　自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進により、多様な人材の確保、活用に取組んでいる		
キ　北九州 SDGs 登録制度の登録事業者である	加点項目	２点
ク　北九州市サステナブル経営認証制度の認証を取得している		３点

別表２（第３条関係）

【排出事業者】

グレード	評価基準分類①	評価基準分類②～④	
		必須となる選択項目	合計点数
サーキュラーキーパー（★）	全７項目必須	なし	－
グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）	全７項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握	４点以上
グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）	全７項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握 〇温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 〇産業廃棄物の脱炭素型資源循環の優れた取組と実績	８点以上
グリーンサーキュラーフロンティア（★★★★）	全７項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握 〇温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 〇産業廃棄物の脱炭素型資源循環の優れた取組と実績 〇脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組	１５点以上

【処分業者】

グレード	評価基準分類①	評価基準分類②～④	
		必須となる選択項目	合計点数
サーキュラーキーパー（★）	全７項目必須	なし	－
グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）	全７項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握	４点以上
グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）	全７項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握 〇温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 〇産業廃棄物の脱炭素型資源	８点以上

		循環の優れた取組と実績	
グリーンサーキュラーフロンティア（★★★★）	全７項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握 〇温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 〇産業廃棄物の脱炭素型資源循環の優れた取組と実績 〇脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組	１５点以上

【収集運搬業者】

グレード	評価基準分類①	評価基準分類②～④	
		必須となる選択項目	合計点数
サーキュラーキーパー（★）	全６項目必須	なし	－
グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）	全６項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握	３点以上
グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）	全６項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握 〇温室効果ガス削減目標と実績	６点以上
グリーンサーキュラーフロンティア（★★★★）	全６項目必須	②自社の脱炭素化 〇温室効果ガス排出量の把握 〇温室効果ガス削減目標と実績	１０点以上